

## 白河市地域おこし協力隊募集要項

東北の玄関口である白河市は、古くから交通の要衝として発展してきた歴史と文化が息づく人口約6万人の高原都市です。まちと自然のバランスが良く、東北新幹線をはじめとした交通体系にも恵まれているなど、暮らしやすい生活環境が整っています。

こうした魅力を活かし、さらなる移住者及び関係人口の増加を目指すため、本市の魅力発信や、地域課題の解決に取り組んでいただける地域おこし協力隊を以下のとおり募集します。

### 1 募集人員

各1名(募集中の担当については市ホームページをご確認ください。)

### 2 募集対象

下記の(1)～(6)全ての要件を満たす方

- (1) 地域資源の探求に関心があり、積極的に交流や情報発信をしながら地域活性化に取り組んでいただける方
- (2) 任期終了時に起業又は就業して白河市に定住する意欲のある方
- (3) 応募時点で、政令指定都市、三大都市圏及び都市地域その他諸条件を満たす地域(注)に在住し、活動期間中、白河市へ住民票を異動させて生活拠点を移すことができる方  
または、白河市以外の同一自治体で2年以上地域おこし協力隊として活動経験があり、退任から1年以内の方
- (4) パソコンの基本操作(ワード、エクセル、メール、インターネットなど)ができる方
- (5) 普通自動車運転免許を有する方
- (6) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

(注) 諸条件については応募者の現在のお住まいの地域を詳しく知る必要があるため、別途、お問い合わせください。

### 3 活動内容

詳しくは市ホームページをご確認ください。

### 4 任用形態及び任用期間

- ・地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員として採用します。
- ・委嘱の期間は委嘱の日から年度末までになります。(最長3年間まで委嘱します。)

### 5 勤務日数及び勤務時間

(1) 勤務日数: 月 17日

- ・土、日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは休日となります。
- ・休日出勤の場合は勤務日を振り替えます。
- ・勤務日数は基本的に月17日としますが、12日～17日の間で調整可能です。
- ・兼業・複業を行うことも可能です。

(2) 勤務時間: 原則 8時30分～17時15分 (休憩1時間 1日7時間45分)

## 6 報償

月額 207,765円（令和4年度 月17日勤務の場合）

- ・通勤手当相当額を別途支給。
- ・年2回賞与あり。
- ・退職金及び各種手当はありません。
- ・月額は毎年度変動する可能性があります。

## 7 活動費

活動に要する費用として年間約150万円を補助金として支給します。

対象となる経費は以下のとおりです。

- ・住居や活動車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する費用
- ・作業道具、消耗品に要する経費
- ・研修受講に要する経費
- ・定着及び定住に向けた経費 等

## 8 待遇及び福利厚生

- ・健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入します。
- ・年次有給休暇等があります。

## 9 応募方法及び募集期間

以下の①～⑤の提出書類を以下の提出先まで直接持参又は郵送にてご提出ください。

- ① 白河市地域おこし協力隊応募申請書(第1号様式)
- ② 職務経歴書
- ③ 作文(400字詰め原稿用紙2枚800字)  
テーマ(下記により選択)
  - a. あなたが住みたいまち(応募者の理想のまち)
  - b. 任期を終えたらどのように定住するか
- ④ 住民票の抄本(個人票)
- ⑤ 普通自動車運転免許証の写し

※提出いただいた書類は返却しません。

※封筒に「地域おこし協力隊応募」と朱書きください。

## 10 募集期間

任用が決定するまで随時募集

※応募があり次第、随時選考を開始します。

※定員になり次第、募集終了します。

※募集する担当によっては募集期間を設ける場合があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

## 11 選考方法

### (1) 第1次選考

応募用紙等を基に書類選考を行います。選考結果は、応募者全員に通知します。

### (2) 第2次選考

実際に白河市にお越しいただき、市内見学や意見交換等を行います。選考結果は、応募者全員に通知します。(選考内容の詳細は、第1次選考結果と併せて通知します。)

### (3) 第3次選考

面接を行い、隊員を決定します。面接後、合否結果を通知します。

※選考に要した交通費の一部を市で補助します。詳細はお問い合わせください。

## 12 その他

- (1) 活動地域、勤務地等の見学案内を随時受け付けています。地域おこし協力隊に応募する前に、活動地域や勤務地について、実際に足を運び、自分の目で確かめることをお勧めします。
- (2) 本市への転入手続きは、必ず採用決定後に行ってください。それ以前に住民票を異動させると応募対象ではなくなり、採用が取り消しとなる場合があります。
- (3) 選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。
- (4) 提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の目的には使用しません。
- (5) 応募人数の多少にかかわらず、採用しない場合もあります。
- (6) その他不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

## 13 書類の提出・お問い合わせ

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1

白河市役所企画政策課企画政策係

電話:0248-22-1111

メールアドレス:[kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp](mailto:kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp)